

電気自動車等の普及促進事業助成金交付要綱

(V2Hその2及び太陽光発電システム)

(制定) 令和4年7月13日付4都環公地温第904号理事長決定

(目的)

第1条 この要綱は、電気自動車等の普及促進事業実施要綱（平成28年3月30日付27環改車第818号。以下「実施要綱」という。）第5-3に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する電気自動車等の普及促進事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱に定めるとおりとする。

2 この要綱において、領収書その他の当該助成対象機器の購入の事実を証する書類に記載された領収日を、当該助成対象機器の設置に係る支払が完了した日とし、これを助成対象機器の設置日とみなす。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第4-1（3）及び（4）に規定する者であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

一 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 次条に定める助成対象機器を所有し、当該助成対象機器を東京都内（以下「都内」という。）の戸建て住宅に設置する個人又は事業者（以下「機器所有者」という。）

イ 次条に定める助成対象機器を都内の戸建て住宅に設置する者に対し、自らが所有する当該助成対象機器をリース等により貸与する個人又は事業者（以下「機器貸与者」という。）

二 次条に規定する助成対象機器について、都及び公社の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体又は個人は、助成対象者としなない。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

四 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

(助成対象機器)

第4条 本助成金の交付対象となるV2Hは、実施要綱第4-2(4)に規定するものであること。なお、実施要綱第4-2(4)ウの要件は、設置日から継続して満たしているものであること。

2 本助成金の交付対象となる太陽光発電システムは、実施要綱第4-2(5)に規定するものであること。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4-3(4)及び(5)に定め、公社が必要かつ適切と認めたものであって、第11条の規定により公社が交付決定をした日より後に、当該助成対象機器の売買契約又はリース等の契約を締結するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公社が交付決定をする日より前に契約締結又は工事をしたものであっても、令和4年4月1日から同年8月31日までに契約締結又は工事をして助成対象機器を設置したもので、同年9月30日までに第7条の規定により交付の申請を行ったものについては助成対象経費に含まれるものとする。

(本助成金の額)

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第4-4(5)及び(6)に定める金額とする。この場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 実施要綱第4-4(5)イに規定する本助成金の交付額の条件に定める太陽光発電システム及び電気自動車又はプラグインハイブリッド車をV2Hの設置と併せて導入し、又は既に導入している場合においては、別表第1に掲げる要件を全て満たすものとする。

3 助成対象者が第3条第1項第一号イに該当する場合には、リース等の契約において助成金額分が控除されていること。

(本助成金の交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下、「交付申請者」という。）は、助成金交付申請書（第1号様式）その他の別表第3に掲げる書類を公社に提出するものとする。

2 前項の規定による申請において、機器貸与者が交付申請者となる場合にあっては、当該機器貸与者は、機器貸与者から当該助成対象機器を貸与されて使用する個人（以

下「機器使用者」という。)と共同で申請をしなければならない。

- 3 機器貸与者は、第13条第2項、第15条、第17条第1項及び第2項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項及び第23条第2項の規定に基づき、各申請書等を公社に提出する場合についても、前項と同様に機器使用者と共同で手続を行わなければならない。

(申請の受理期間、受理の停止等)

第8条 前条の規定による助成金の交付申請の受付期間は、公社が別に定める期間とする。ただし、天災地変その他申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、この限りでない。

- 2 公社は、前項の規定による申請を、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申請の受理を停止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、公社は、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算を超えない範囲で受理するものを決定し、当該申請者に対して抽選の結果を通知する。

(手続代行者)

第9条 交付申請者は、第7条第1項の規定による交付申請に係る手続の代行を第三者に対し依頼することができる。

- 2 前項の規定による依頼を受け本助成金の交付の申請に係る手続の代行を行う者(以下「手続代行者」という。)は、第3条第2項各号に該当しないものでなければならない。
- 3 交付申請者は、第13条第2項、第15条、第17条第1項及び第2項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項及び第23条第2項の規定により申請書等を公社に提出する場合についても第1項と同様に、手続代行者に手続の代行を依頼することができる。

(手続代行者の責務)

第10条 手続代行者は、本要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めなければならない。

- 2 手続代行者は、第33条で規定する公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により手続を行う際には、申請や手続に関する同意事項及び注意事項について、交付申請者に対して適切に説明し、内容について確認を得た上で実施するものとする。
- 3 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者が本要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

(本助成金の交付決定)

第11条 公社は、本助成金の交付の申請（以下「本交付申請」という。）を受理したときは、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、前条第1項の申請をした助成対象者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第12条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付の決定（以下、「交付決定」という。）に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により交付決定の通知をする被交付者に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 令和7年9月30日までに助成対象機器を設置すること。
 - 二 第20条第1項の助成事業実績報告書の提出を同項に定める時期に行うこと。
 - 三 実施要綱第4-4(5)イの助成金額を受けの場合にあっては、第20条第1項の助成事業実績報告書の提出までに別表第1に掲げる要件を満たすこと。また、実施要綱第4-4(5)イの助成対象者は、別表第4で定める処分制限期間の間、継続して別表第1に掲げる要件を満たすこと。
 - 四 助成対象機器について立地上又は構造上安全な状態が確保されていること。また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じること。
 - 五 公社の指定する者が助成対象機器の稼働状況の現地調査等を行う場合は、当該現地調査等に協力すること。
 - 六 公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に当該資料、情報等を提供すること。この場合において、被交付者は、手続代行者に、当該資料、情報等を公社に提供させることができる。
 - 七 本要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第2項の規定により交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
 - 八 助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される補助金等を受給しないこと。
 - 九 助成事業の実施に当たり、前各号に掲げる事項のほか、本要綱その他法令の規定を遵守すること。
- 2 独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出えん等の

比率が50%を超える法人にあつては、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 助成事業の完了後、本事業の成果を検証するために必要な情報について、都又は公社から調査の要請があつた場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。
- 二 本事業及びその他電気自動車等、外部給電器又はV2Hに関する普及啓発について、都又は公社から要請があつた場合には、実施しなければならない。
- 3 公社は前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たり、前2項に掲げるもののほか、被交付者に対し、本事業の目的を達成するためその他公社が必要と認める条件を付すことができるものとする。

(申請の撤回)

第13条 被交付者は、第11条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、同条第2項の本助成金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に申請の撤回をすることができる。

- 2 被交付者は、前項の申請の撤回をするときは、公社に対し、交付申請撤回届出書(別記第4号様式)を公社に提出するものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第14条 公社は、交付決定をした後、天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(被交付者情報の変更に伴う届出)

第15条 被交付者は、個人にあつては氏名、住所を、法人及び管理組合にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地を変更した場合は、速やかに被交付者情報の変更届出書(別記第5号様式)を提出しなければならない。

(助成事業の変更)

第16条 被交付者は、次のいずれかに該当する場合のみ、交付決定後第20条の実績の報告時まで助成事業の変更を行うことができる。ただし、助成金交付決定通知書に記載のある助成対象経費、交付決定補助率の増率及び交付決定額の増額は承認しないものとする。

- 一 第4条の要件を満たす範囲で助成対象機器の型式を変更する場合
- 二 助成対象経費を変更する場合。ただし、内訳の変更及び減額する場合に限る。

(一般承継による被交付者の地位の承継)

- 第17条 相続、法人の合併又は分割（以下「一般承継」という。）により被交付者の地位の承継があった場合に、被交付者としての地位を継続して保持しようとする者（以下「一般承継事業者」という。）は、一般承継による被交付者の地位承継届出書（別記第6号様式）を公社に提出しなければならない。ただし、別表第4に掲げる処分制限期間経過後に一般承継による被交付者の地位の承継があった場合を除く。
- 2 一般承継による被交付者の地位の承継があった場合に、被交付者としての地位を継続して保持しようとしなない者（以下「辞退者」という。）は、一般承継による被交付者の地位承継辞退申請書（別記第7号様式）を公社に提出しなければならない。
 - 3 公社は、第21条に基づき本助成金が支払われる前に前項の申請を受けた場合は、助成事業を廃止し被交付者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に承認を通知するものとする。
 - 4 公社は、第21条に基づき本助成金が支払われた後に第2項の申請を受けたときは、辞退者に対し、助成金等交付財産の処分承認基準（平成26年4月1日付26都環総地第6号）第3-2に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。
 - 5 辞退者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
 - 6 公社は、前項の規定により辞退者から算出金の納付を受けたときは、被交付者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に承認を通知するものとする。
 - 7 公社が第1項の届出書を受理した場合、本要綱上「被交付者」とあるのは「一般承継事業者」と読み替えて、各規定を適用する。

（契約等による被交付者の地位の承継）

- 第18条 被交付者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等（以下「契約等」という。）により被交付者の地位の承継を行おうとする場合、契約等による被交付者の地位承継承認申請書（別記第9号様式）を公社に提出しなければならない。ただし、別表第4に掲げる処分制限期間後に契約等による被交付者の地位の承継を行う場合を除く。
- 2 公社は、前項の申請を受けたときは、地位の承継を承認する場合にあっては、契約等による被交付者の地位承継承認通知書（別記第10号様式）により、不承認とする場合にあっては被交付者の地位承継不承認通知書（別記第11号様式）により、申請者に通知するものとする。
 - 3 前項において、公社が契約等による被交付者の地位の承継を承認した場合は、本助成金の交付に伴う全ての権利及び義務は契約等により被交付者の地位を承継した者（以下「承継者」という。）に移転するものとし、本要綱上「被交付者」とあるのは「承継者」と読み替えて、各規定を適用する。
 - 4 住宅供給事業者（住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。）が助成対象機器等を設置した新築分譲住宅等を販売する場合は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に前項に規定する内容を記載するものとし、承継者がこの内容に

反することがないように、公社の求めに応じ、協力しなければならない。

(助成事業の廃止)

- 第 19 条 被交付者は、助成事業をその完了前に廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止届出書（別記第 12 号様式）を公社に提出しなければならない。
- 2 公社は、前項の規定による提出を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めるときは、当該申請に係る助成事業の廃止を承認する。
 - 3 公社は、前項の承認をしたときは、その旨を当該被交付者に通知するものとする。

(実績の報告)

- 第 20 条 被交付者は、次の各号に掲げる時期に、助成事業実績報告書（別記第 14 号様式）及び別表 5 に掲げる書類（以下これらを「助成事業実績報告書等」という。）を公社に提出しなければならない。
- 一 第 11 条第 1 項の規定により公社が交付決定をした日より後に、当該助成対象機器の売買契約又はリース等の契約を締結するもの 助成対象機器を設置した日（設置日が複数ある場合には、いずれか遅い日とする。以下同じ。）から 180 日を経過する日又は令和 7 年 9 月 30 日のいずれか早い日まで
 - 二 当該助成対象経費が第 5 条第 2 項に該当する経費であって、第 7 条第 1 項の助成金の交付申請時に既に当該助成対象機器が設置されているもの 助成金の交付の申請を行う日と同じ日
 - 三 当該助成対象経費が第 5 条第 2 項に該当する経費であって、第 7 条第 1 項の助成金の交付申請時には、まだ当該助成対象機器が設置されていないもの 助成対象機器を設置した日から 180 日を経過する日又は令和 7 年 9 月 30 日のいずれか早い日まで
- 2 前項の規定による提出について、天災地変その他被交付者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期日までに行うものとする。

(助成金の額の確定及び助成金の交付)

- 第 21 条 公社は、前条第 1 項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第 11 条第 1 項による交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を決定し、速やかに助成金確定通知書（別記第 15 号様式）により当該被交付者に通知し、本助成金を支払うものとする。

(財産の管理)

- 第 22 条 被交付者は、取得財産等について、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。この場合、取得財産等に故障等不具合が生じたときは、速やか

に修理又は改善に係る措置をとらなければならない。

(財産の処分)

第 23 条 被交付者は、別表第 4 に掲げる処分制限期間が経過するまで、助成事業により取得した助成対象機器の処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいい、被交付者の地位を移転しないものをいう。以下同じ。）をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、処分制限期間の期間を経過した場合はこの限りでない。

- 2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、取得財産等処分承認申請書（別記第 16 号様式）を、公社に提出するものとする。
- 3 公社は、第 21 条に基づき本助成金が支払われる前において、前項の申請を受けた場合は、処分を承認し、速やかに被交付者に承認を通知するものとする。
- 4 公社は、第 21 条に基づき本助成金が支払われた後において、第 2 項の申請を受けたときは、被交付者に対し、算出金を請求するものとする。
- 5 被交付者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 6 公社は、前項の規定により被交付者から算出金が納付されたときは、処分を承認し、速やかに被交付者に承認を通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 24 条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
 - 二 交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
 - 三 本要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき。
- 2 公社は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに当該被交付者に通知するものとする。

(本助成金の返還)

第 25 条 公社は、被交付者に対し、第 14 条又は前条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を定めて当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 公社は、本助成金の支払い後、当該本助成金の交付額が、本交付要綱第 6 条に定める額を超えたことが判明した場合は、当該本助成金に係る被交付者に対し、期限を定めて、当該超過した額の返還を請求するものとする。
- 3 被交付者は、前 2 項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
- 4 被交付者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返

還報告書（第 19 号様式）を提出しなければならない。

- 5 前項の規定は、次条第 1 項の規定による違約加算金及び第 27 条第 1 項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

（違約加算金）

第 26 条 公社は、第 24 条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第 1 項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

（延滞金）

第 27 条 公社は、被交付者に対し、第 25 条第 1 項及び第 2 項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

（他の助成金等の一時停止等）

第 28 条 公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（助成事業の経理）

第 29 条 被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 被交付者は、前項の書類について、第 20 条第 1 項に規定する助成事業実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度の終了の日から別表第 4 に掲げる処分制限期間を超過するまでの期間保存しておかななければならない。ただし、天災地変その他被交付者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りでない。

(調査等)

第 30 条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、本事業に関する報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 被交付者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(指導、助言等)

第 31 条 公社は、本事業の適切な執行のため、被交付者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報取扱い)

第 32 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た被交付者（交付申請者を含む。以下この条において同じ。）の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国、地方公共団体等（以下「国等」という。）が行う V 2 H 等の設置に係る補助金その他の補助金の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

2 公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、被交付者が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することができる。

3 前 2 項及び法令に定められた場合を除き、公社は、被交付者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 33 条 次の各号に掲げる本事業に係る手続きについては、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 一 第 7 条第 1 項の規定に基づく本助成金の交付の申請、同条第 2 項の規定に基づく機器貸与者と機器使用者の本助成金の共同申請及び同条第 3 項に基づく機器貸与者と機器使用者の共同の申請等
- 二 第 9 条第 1 項の規定に基づく手続代行者による交付の申請
- 三 第 13 条第 1 項の規定に基づく助成金交付申請の撤回の届出
- 四 第 15 条の規定に基づく被交付者情報の変更の届出
- 五 第 16 条の規定に基づく申請機種の型式変更の申請
- 六 第 17 条第 1 項の規定に基づく一般承継による被交付者の地位承継の届出
- 七 第 17 条第 2 項の規定に基づく一般承継による被交付者の地位承継辞退の届出
- 八 第 18 条第 1 項の規定に基づく契約等による被交付者の地位承継の承認申請
- 九 第 19 条第 1 項の規定に基づく助成事業の廃止の届出
- 十 第 20 条第 1 項の規定に基づく助成事業の実績の報告
- 十一 第 23 条第 2 項の規定に基づく取得財産等の処分の承認の申請

十二 第25条第4項の規定に基づく助成金の返還の報告

(その他)

第34条 本要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

2 本事業に係る都から公社への委託の終了後は、本要綱において公社が行うこととされている各手続等については、都が行うものとする。

附 則 (令和4年7月13日付4都環公地温第904号)

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

別表第1（第6条関係）

太陽光発電システム	<p>ア 発電出力が3kW以上であること。</p> <p>イ 設置場所が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置にあること。</p> <p>ウ 当該太陽光発電システムにより供給される電力を、当該太陽光発電システムを設置する戸建住宅で使用する者であること。</p> <p>エ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所又は国際電気標準会議のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けていること。ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが別表第2に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。</p>
電気自動車又はプラグインハイブリッド車	自動車検査証の燃料の種類に電気自動車又はプラグインハイブリッド車であることを示す記載があること。
V2H	助成対象機器が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置されること。

別表第2（第6条関係）

実施主体		助成制度名称
1	経済産業省 資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業（平成6年度から平成8年度まで）
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業（平成9年度から平成13年度まで）
3		住宅用太陽光発電導入促進事業（平成14年度から平成17年度まで）
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業（平成20年度から平成23年度まで）
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業（平成23年度から平成25年度まで）
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業（平成25年度から平成27年度まで）
7	公社	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業（平成21年度及び平成22年度）
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業（平成23年度及び平成24年度）

別表第3（第7条関係）

(V 2 H)

	必要書類	申請者種別				備考
		個人	個人(共同申請)	法人	法人(共同申請)	
助成金交付申請書						
1	助成金交付申請書	○	○	○	○	
助成対象者の確認にかかる書類						
2	助成申請者（個人）本人確認書類	○	○			運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、日本国パスポート、外国人登録証明書、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれか一つ
3	助成申請者（法人）実在証明書類			○	○	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ
4	設置予定機器の所有者（リース等の事業者等）実在証明書類		○		○	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ
助成対象機器の確認にかかる書類						
5	設置予定機器の見積書	○	○	○	○	機器の本体価格及び設置工事に係る費用が分かるものに限る。また、設置予定機器のメーカー名、型式が分かるものに限る。
6	リース申込書、リース見積書		○		○	
9	重要事項説明書等（案）			○※		※住宅供給事業者が販売するために設置する場合のみ
助成対象額の確認にかかる書類						
10	建物の登記事項証明書（写し）	○※	○※	○※	○※	全部事項証明書の表題部にある種類が「居宅」のみであるもの。 ※新築住宅の場合は実績報告時に提出
その他						
11	国等の補助金交付申請書	○※	○※	○※	○※	※設置予定V 2 Hに係る国等の補助金を申請している場合にのみ必要。 ※国等の補助金をオンライン申請した場合は、申請内容が分か

						る画面コピーでも可。 ※国等の額確定通知書でも可
12	その他公社が審査に必要と認める書類	○※	○※	○※	○※	※公社の指示に従い提出すること。

(太陽光発電システム)

	必要書類	申請者種別				備考
		個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
		個人	法人	個人	法人	
1	助成金交付申請書	○	○	○	○	
2	太陽光発電システム設置概要書(指定様式)	○	○	○	○	
3	助成申請者(個人)本人確認書類	○		○		運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、日本国パスポート、外国人登録証明書、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、マイナンバー個人カードのうちいずれか一つ
4	助成申請者(法人)実在証明書類		○		○	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ
5	設置予定機器の所有者(リース等の事業者等)実在証明書類			○	○	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ
6	建物の登記事項証明書	○	○	○	○	既存住宅か新築住宅か分かるもの(法律上の新築住宅と異なる)
7	太陽光発電システムの見積書	○	○	○※	○※	※リース申込書、リース見積書
8	助成対象住宅の全景写真	○※	○※	○※	○※	※既存住宅として申請する場合に限る。
9	その他公社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	公社の指示に従い提出すること。

別表第4(第12条、第23条及び第29条関係)

区分	処分制限期間
V2H	助成対象設備の設置日から6年

太陽光発電設備	助成対象設備の設置日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過するまでの期間（法定耐用年数の期間）
---------	--

別表第5（第20条関係）

（V2H）

	必要書類	申請者種別				備考
		個人	個人(共同申請)	法人	法人(共同申請)	
1	助成事業実績報告書	○	○	○	○	
助成対象機器の確認						
2	設置機器の売買等契約書（写し）	○		○		売買等契約書の日付が交付決定日より後のものであること。
3	設置機器のリース等の契約証明書類		○		○	リース等の契約書の日付が交付決定日より後のものであること。
4	設置機器の領収書（写し）・領収書の内訳	○	○	○	○	領収書の日付が交付決定日より後のものであること。
5	設置機器の保証書（写し）	○	○	○	○	保証書の提出が困難な場合は、機器の販売元等が申請者宛てに発行する「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること。
6	機器を設置した建物及び設置機器から供給される電力を使用する住宅の全景写真	○	○	○	○	
7	設置機器の設置状態を示す写真	○	○	○	○	
8	設置機器の型番及び製造番号（銘板）を示す写真	○	○	○	○	
9	重要事項説明書等			○※		内容が確定されたものであること。 ※住宅供給事業者が販売する

						ために設置した場合
10	国等の補助金交付決定通知書若しくは額確定通知書	○※	○※	○※	○※	※国等の補助金を併用する場合のみ
V2Hの補助率10/10の増額要件を満たしていることの確認						
11	自動車検査証	○	○	○	○	
12	太陽光発電システムが要件に適合することを証明する書類	○	○	○	○	
13	太陽光発電システムで発電した電気が助成対象機器を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類	○	○	○	○	接続契約のご案内（写し）、系統連系協議依頼書の控え（写し）、直近の太陽光の買電明細（助成対象機器の領収日より前のもの）（写し）など
その他必要な書類						
14	建物の登記事項証明書（写し）	○	○	○	○	新築住宅の場合のみ。全部事項証明書の表題部にある種類が「居宅」のみであるもの。
15	通帳・口座証明書	○	○	○	○	
16	その他公社が審査に必要と認める書類	○※	○※	○※	○※	※公社の指示に従い提出すること。

(太陽光発電システム)

	必要書類	申請者種別				備考
		個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
		個人	法人	個人	法人	
1	実績報告書	○	○	○	○	
2	太陽光発電システム設置概要書（指定様式）	○	○	○	○	
3	太陽光発電システムの設置に係る工事請負契約書（写し）	○	○	○	○	契約書の日付が交付決定日より後のものであること。
4	太陽光発電システムの領収書（写し）	○	○	○※	○※	※サービス申込書兼契約書を併せて提出すること。

5	モジュールの保証書（写し）	○	○	○	○	
6	パワーコンディショナーの保証書（写し）	○	○	○	○	
7	出力対比表	○※	○※	○※	○※	※保証書が提出できない場合または保証書において必要項目が確認できない場合に限る。
8	接続契約のご案内（写し）	○	○	○	○	
9	機器を設置した建物及び設置機器から供給される電力を使用する住宅の全景写真助成対象住宅の全景写真	○	○	○	○	
10	太陽光発電システムの設置前及び設置後の状況を示す写真	○	○	○	○	
11	通帳・口座証明書	○	○	○	○	
12	その他公社が必要と認める書類	○	○	○	○	公社の指示に従い提出すること。

なお、一つの書類で複数項目を確認できる書類にあっては、一部の提出で足りるものとする。